特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、被災者生活再建支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させてリスクを軽減させるため適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和6年9月20日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務					
②事務の概要	災害対策基本法第90条の3第1項に基づき被災者台帳を作成する。 上記法令及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を下記の事務にて使用する。 1. 被災者台帳の作成 2. 被災者情報の管理					
③システムの名称	1. 被災者生活再建支援システム 2. 区民情報系基盤システム 3. 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル: 1. 被災者台帳ファイル 2. 情 連携ファイル	名 名 請報参照ファイル 3. 統合宛名番号ファイル 4. 統合宛名情報ファイル 5. 符号管理ファイル 6. 庁内					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表の55の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第28条					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	総務部 防災危機管理課					
②所属長の役職名	防災危機管理課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	〒144-8621 東京都大田区蒲田5丁目13番14号 総務部 防災危機管理課					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					

電話番号 03-5744-1236

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	16年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		16年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類										
[基礎	項目評価	i書]		2) 基礎	肢> 項目評価書 項目評価書及び 項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。										
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)										
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	:力を入れている					
3. 特定個人情報の使用										
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分 3) 課題	:力を入れている ^である !が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	:力を入れている					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない										
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	:力を入れている					
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステムを]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	:力を入れている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[O]接続しない	(入手) [O]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	2) 十分 3) 課題	:力を入れている ^である !が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	2) 十分	:力を入れている					
7. 特定個人情報の保管・3	肖去									
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分	:力を入れている					
8. 監査										
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監					
9. 従業者に対する教育・啓	9. 従業者に対する教育・啓発									
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) 十分	肢> :力を入れて行って >に行っている >に行っていない	ている				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月15日	当 部者	防災危機管理課長 落合 邦男	防災危機管理課長 長沼 宏幸	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・講評が義務付けられない(人事異動のため)
	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・講評が義務付けら れない(しきい値再判定の実
	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・講評が義務付けら れない(しきい値再判定の実
令和1年6月21日	5. 評価実施期間における担 当部署 ②所属長の役職名	防災危機管理課長 長沼 宏幸	防災危機管理課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・講評が義務付けられない(様式変更に伴う記載項目変更)
	いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・講評が義務付けら れない(しきい値再判定の実
	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・講評が義務付けら れない(しきい値再判定の実
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・講評が義務付けられない(様式変更に伴う記載項目変更)
令和2年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担 当部署	①部署 総務部 防災危機管理課 ②所属長の役職名 防災危機管理課長	①部署 地域力推進部 地域力推進課 ②所属長の役職名 地域力推進課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・講評が義務付けられない(業務移管のため)
	/. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	請求先 〒144-0056 東京都大田区蒲田5丁 目13番14号 総務部 防災危機管理課	請求先 〒144-0056 東京都大田区蒲田5丁 目13番14号 地域力推進部 地域力推進課	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・講評が義務付けら れない(業務移管のため)
令和2年5月29日	扱いに関するお問い合わせ	連絡先 電話番号 03-5744-1236	連絡先 電話番号 03-5744-1224	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・講評が義務付けら れない(業務移管のため)
	いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・講評が義務付けら れない(しきい値再判定の実
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・講評が義務付けら れない(しきい値再判定の実
令和6年9月20日	3. 個人番号の利用	の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を	1. 番号法第9条第1項及び別表の55の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第 28条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・講評が義務付けられない(番号法の改正に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担 当部署	①部署 地域力推進部 地域力推進課 ②所属長の役職名 地域力推進課長	①部署 総務部 防災危機管理課 ②所属長の役職名 防災危機管理課長	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・講評が義務付けら れない(業務移管のため)
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	請求先 〒144-0056 東京都大田区蒲田5丁 目13番14号 地域力推進部 地域力推進課	請求先 〒144-8621 東京都大田区蒲田5丁 目13番14号 総務部 防災危機管理課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・講評が義務付けられない(業務移管のため)
令和6年9月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関するお問い合わせ	連絡先 電話番号 03-5744-1224	連絡先 電話番号 03-5744-1236	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・講評が義務付けられない(業務移管のため)
	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・講評が義務付けられない(しきい値再判定の実
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・講評が義務付けら れない(しきい値再判定の実